

道州制に関する報告・提言等の比較

参考資料11

	道州制ビジョン懇談会	自由民主党 【道州制推進本部】	日本経済団体連合会 【道州制推進委員会】	全国知事会 【道州制特別委員会】
理念・目的	○理念 時代に適応した「新しい国のかたち」に ー中央集権型国家から分権型国家へー <u>地域主権型道州制</u> ○目的 ・繁栄の拠点の多極化と日本全体の活性化 ・国際競争力の強化と経済・財政基盤の確立 ・住民本位の地域づくり ・効率的・効果的行政と責任ある財政運営 ・国家・国民経済の安全性の強化	○理念 日本再生のための中央政府・地方政府の 責任の明確化と地域の経済力の強化 <u>連邦制に限りなく近い道州制</u> ○目的 ・中央集権体制を一新し、基礎自治体中 心の地方分権体制へ移行 ・国家戦略、危機管理に強い中央政府と 国際競争力を持つ地域経営主体として自 立した道州政府を創出 ・国・地方の政府の徹底的な効率化 ・東京一極集中の是正と地方に多様で活 力ある経済圏を創出	○理念 明治以来の中央集権体制から地域自立 体制への移行 <u>「平成の廃県置州」</u> ○目的 ・各地に活力に富む自立した広域経済圏 が形成され、東京一極集中を解消 ・「究極の構造改革」を通じた行政サービ スの質的向上と真の住民自治の実現 ・官の役割の見直しによる民主導の経済 社会の実現	○理念 国と地方双方の政府の再構築による真の 分権型社会の実現 ○目的 ・中央集権型システムを改め、地方が真に 自立した地方分権型システムを確立
メリット・デメリット	○メリット ・受益と負担の関係明確化 ・政策の意思決定過程の透明化 ・東京一極集中の是正 ・迅速で効果的な政策展開 ・重複行政の排除 ・広域経済文化圏の確立 ・国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立 ○課題 ・地域間格差の拡大 ・道州の人材・能力の不足 ・住民自治の形骸化 ・道州間の誘致競争の激化 ・都道府県単位の業界・文化団体への影響	○メリット ・インフラ整備・サービス供給のスケールメリット ・東京以外にも成長の核となる都市が育つ ・地域間の経済力格差の縮小 ・国全体の多様化・活性化 ・中央政府の国家戦略・危機管理能力の向上 ・国・地方の政府のスリム化 ・責任の明確化と地域に応じたサービス提供 ○デメリット ・道州政府は住民から遠くなる ・小規模自治体への補完機能の弱体化 ・道州内の一極集中・地域間格差 ・文化、伝統、郷土意識の喪失 ・都道府県を単位とするマーケットの縮小	○メリット ・防災・消防体制の強化 ・地域の治安向上 ・子育て支援・人材育成策の充実 ・地域医療・介護の体制充実 ・独自の産業振興策の展開による雇用創出 ・地域資源を活かした観光振興の推進 ・農林水産業の活性化 ・個性的なまちづくり ・効果的な環境保全の実施 ・近隣諸国、地域との経済交流の活発化 （「改めて道州制の早期実現を求める」H21.10） ・国・地方を通じた行政の効率化・合理化 ・国と地方双方の政策立案、遂行能力向上 ・活力あふれる自立した経済圏の形成 ・住民ニーズに応じた行政サービスの質的向上 ・グローバルな競争力の向上	○メリット（H18.6特別委員会） ・国のかたちを変える地方分権改革の推進 ・広域的課題の一元的・総合的な取組が可能 ・資源を効果的に活用した地域経営が可能 ・横断的施策展開による主体性の向上 ・行政運営が身近となり自治・分権が拡大 ・地域の経済や社会の活性化 ・活力ある地域社会の形成 ○デメリット（H18.6特別委員会） ・住民の一体感、アイデンティティの喪失 ・政策決定主体が都道府県より遠くなる ・道州間の財政力格差の調整の困難化
役割・権限	○国の権限は国家に固有の役割に限定し、 国民生活に関する行政の責任は一義的には 道州と基礎自治体が担う 例示あり ○基礎自治体 ・地域に密着した対人サービスなどの行政分野 ○道州 ・広域行政、規格基準の設定、基礎自治 体の財政格差調整 ○国 ・国家の存立、国家戦略の策定、国家的基盤	○役割分担の3原則（第2次中間報告） ・国が政策・制度の基本・基準を定める場 合も実施主体は道州及び基礎自治体 ・地方支分部局は廃止し、その機能は道 州又は基礎自治体に移管 ・国庫補助事業は、財源を付して道州又 は基礎自治体に移行 ○第3次中間報告 ・権限・財源・人間は基礎自治体優先で配分 ・都道府県の仕事は原則基礎自治体に移管	○国の役割は外交や防衛など必要最小限の ものに限定し、国民の日々の生活に関わる政 策のほとんどは、道州あるいは基礎自治体が それぞれの地域の実情や地域の経営戦略に 基づき立案・実施 ・国の役割について「選択と集中」を図り中央 省庁を半数程度に解体・再編する ・内政においては道州・基礎自治体が主体と なり政策を立案・実施する 例示あり	○国の事務は国が本来果たすべき役割に重 点化し、内政に関する事務は基本的に地方 が担うべき ○内政分野で国が担う分野 ・通貨や旅券など国でなければならないもの ・航空管制や気象など国が一括して担う方 が合理的・効率的なもの ・基本法制や金融など全国一律に規律し なければ重大な支障が生じるルールの設定

	道州制ビジョン懇談会	自由民主党 【道州制推進本部】	日本経済団体連合会 【道州制推進委員会】	全国知事会 【道州制特別委員会】
組織・自治権等	○組織 ・全国一律で設置基準を設けるのではなく、各道州独自の立法で自主的に組織を形成 ○首長・議員の選出方法 ・地域住民の直接選挙で選出 ○自治立法権 ・国の法律は最も根幹的な事項にとどめ、具体的な内容については道州の立法に委 ・国の権限は法律と政令までとし、省令、規則等での拘束はできない ○国・道州間の調整等 ・意見交換等の場として「国・道州連絡協議会」 ・国と道州で争いがある際の「裁定・調整機関」	○首長と議会 ・二元代表制を基本とすべき（多選制限の必要性、議員内閣制も？） ○自治立法権 ・国の法律は大枠的かつ最小限の内容に限り、具体的事項は道州の自治立法に委ねる ・法律に規定する場合には、原則として道州の自治立法で変更が可能（「上書き」） ・基礎自治体の事務や組織に関する規定は道州の自治立法では認めない ※基礎自治体の事務や組織に関する事項を含め、地方に関することは道州に委ねるべきであるという考え方もある	○自治立法権 ・国による法令の規律密度を緩和し、条例制定権を有効に活用 ○道州間・基礎自治体間の調整 ・調整すべき問題が生じた場合は、「道州政策協議機構」（仮称）で自律的に調整	○自治立法権 ・事務執行主体の立法を基本とすべき ※道州が条例で基礎自治体の事務に関して規定しないことを原則とすべき ・国法の規定は最小限度の基本的な事項に限り、具体的事項は自治立法とすべき ・保障措置として、国法の役割を限定する法規範、国の立法過程への地方の参画、国法と自治立法の競合を調整する仕組みが必要 ○首長・議員の選出方法 ・首長は直接公選 議院内閣制も検討すべきとの意見あり ・議員選出方法は選挙区制 比例代表制を加味することも考えられる ○自主組織権 ・道州の組織・運営はできる限り道州条例に委ねられるべき
税財政制度	○基本原則 ・偏在性が小さく安定性を備えた新たな税体系を構築 ・課税自主権を付与 ※専門委員会による検討（1年を目途） ・税財政制度 ・国の資産・債務の取扱い ・経済・財政格差の調整	○基本 ・国からの財源に依存しない、自立的で安定した偏在性の少ない地方税を中心とした体系 ○財源保障・財政調整 ・道州が財政的に自立できるまでの間は、道州間の税源偏在の調整が必要であり、必要な財源保障、財政調整は国の役割として行うべき ※2次報告にあった「シビルミニマム交付金」や第二段階での「調整システムの廃止」については3次報告には記述なし	○基本 ・必要な財源を確保するため、新たな視点から国税と地方税を再編。地方交付税、国庫補助負担金を廃止 ○財政調整等 ・「地方共有税」を創設し水平的財政調整を実施 ・「安心安全交付金」（仮称）を新設し全国的に一定水準を確保 ・自主財源の充実のため地方消費税を活用 （「改めて道州制の早期実現を求める」H21.10） ・地方消費税を充実させることが不可欠 ・一定の範囲で課税自主権を認める ・地方債の起債を自由化	○基本的考え方 ・可能な限り偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系を構築 ・地方交付税を地方の固有財源として法的に位置づけ、総額や配分方法を国と地方において決定する仕組みを導入 ・国の関与を縮小する観点から、一部について道州間の水平的な財政調整を導入
区割り・州都	○区域 ・住民意思を尊重し、法律でブロック分け ・必要に応じ、専門委員会を設け、透明性のある基準を設定し、基本方針を報告 ○議会・行政庁の所在地 ・道州の議会・行政庁の所在地は各道州が決定	○区割りの選択肢 ・第28次地制調の区域例をもとに4案（9、11ブロック）を提示 ○州都の選択肢 ・ブロックの中枢都市 ・その他の都市あるいは中小都市	○区域 ・全国を10程度の区域に区分	○区域 ・国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべき ・枠組みの議論ばかりを先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定すべき

	道州制ビジョン懇談会	自由民主党 【道州制推進本部】	日本経済団体連合会 【道州制推進委員会】	全国知事会 【道州制特別委員会】
基礎自治体	○規模 ・一定規模が望ましいが、地域住民が「自らの政治」を実感できることも重要 ○小規模自治体 ・基礎自治体としての仕事が多分にできない可能性がある小規模基礎自治体への対応は別途検討	○規模等 ・人口30万以上（最低でも10万以上） ・合併を強力に推進し、700～1000に再編 ・自治体内分権の仕組みを創設 ○小規模自治体 ・基本的には近隣基礎自治体が補完 ・近隣自治体の内部団体への移行等を検討 ※一律ではなく各道州に任せる考え方もある	○規模等 ・1000程度に集約するための環境整備 ・大都市制度の見直し ○小規模自治体 ・小規模基礎自治体の事務を道州が補完できる等柔軟性のある制度が適当	○小規模自治体における事務の執行 ・近隣の自治体との連携強化に加え、道州への委託など、道州による執行も選択肢とし、柔軟性のある制度とすることが適当
導入プロセス等	○移行時期 ・概ね10年後、2018年までに完全移行 ○移行方法 ・全国一律に移行 ○基本法と機関 ・道州制基本法の原案を2010年には作成し、翌年の通常国会に提出 ・基本法に基づき、検討機関として「道州制諮問会議」を内閣に設置 ・支援機関として「道州制推進会議」を設置 ・各地域には道州制推進組織を設置	○移行時期 ・2015年から2017年を目途に導入 ○基本法 ・基本法の制定が不可欠	○移行時期 ・2015年を目途に導入 ○道州制推進基本法（仮称） ・2009年に制定 ○道州制導入関連一括法 ・2013年に制定 ・国・道州・基礎自治体の役割の再規定 ・税財政関連法の抜本改革 ・行政組織及び議会・執行体制の改革 ○区割りの決定 ・2013年に決定 （「改めて道州制の早期実現を求める」H21.10） ・検討機関を内閣に設置し、「道州制推進基本法」を早期に制定 ・同法に基づき内閣に本部を設置。道州制の導入に関する基本的な方針等を定める	○検討機関 ・国と地方が一体となった常設の検討機関の設置が必要 ○国民意識の醸成 ・メリットや課題について分かりやすく積極的な情報発信を行い、国民的な幅広い議論が行われるよう努める
特区	○北海道の提案への対応 ・国は、北海道からの提案を真摯に受け止め、権限・財源の移譲に積極的に取り組む →国全体の道州制の制度設計等に寄与 ○広域連合への適用 ・道州制移行の前段として特区の適用ができるようにすべき	○取組の推進 ・北海道のモデル的、先行的な取組を推進 ・九州や関西などの取組を党としてバックアップ	○特区推進法の見直し ・北海道の提案を最大限認め、権限移譲に併せて財源移譲も確実に措置すべき ・都府県による広域連合も対象とすべき （「改めて道州制の早期実現を求める」H21.10）	
提言・報告等	○中間報告（H20.3.24）	○道州制に関する中間報告（H17.10.28） ○道州制に関する第2次中間報告（H19.6.14） ○道州制に関する第3次中間報告（H20.7.29）	○道州制の導入に向けた第1次提言（H19.3.28） ○道州制の導入に向けた第2次提言 —中間とりまとめ—（H20.3.18） ○道州制の導入に向けた第2次提言（H20.11.18） ○改めて道州制の早期実現を求める（H21.10.20）	○道州制に関する基本的考え方（H19.1.18） ○全国知事会道州制特別委員会 検討状況報告（H19.12.19） ○全国知事会道州制特別委員会 平成20年度検討状況報告（H21.7.2） ○全国知事会道州制特別委員会 平成21年度検討状況報告（H22.7）